日・インド航空当局間協議の結果について

輸送力

- ・ 旅客便数を3倍増(双方週21便まで)
- ・ 日側企業は、インド国内への各地点に対して週7便まで旅客便を運航可能とする。 (インド側の成田線については、週4便を維持。)
- ・ 上記の週21便のうち、週14便まで相手国と以遠地点間又は中間地点間の運輸権を 行使可能。(香港、バンコク等中間地点からの運輸権については週9便まで。)
- ・ 上記に加え、貨物専用便を双方週7便まで運航可能とする。

路線

- 日側企業は、ムンバイ+デリー+4地点(うち3地点はコードシェア限定)に運航できる。
- ・ 印側企業は、東京+大阪+那覇+4地点(うち3地点はコードシェア限定)に運航できる。

コードシェア

・ 相手国企業とのコードシェアに加え、同一国企業、第三国企業とのコードシェアを可能とする。

ウェットリース

同一国企業間でのウェットリースを可能とする。